天井クレーンと玉掛け

始業前に読む文例です。つる前の点検、合図者との連携、つり荷の下を空ける理由をまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	職長または安全担当者が、運転者と合図者と一緒に	クレーン作業がある日の始業前や、荷の種類が変わったとき	職場のワイヤロープ、つりチェーン、ベルトスリングと、決めている合図

読み上げる文例

おはようございます。今日は天井クレーンと玉掛けの話です。運転する人、玉掛けをする人、合図をする人のチームの仕事です。

つる前に、フックと外れ止め、ワイヤロープ、つりチェーン、ベルトスリングを点検します。素線切れ、伸びたリンク、切れ目のあるスリングを見つけたら、つりません。

よくある場面です。荷が少し傾いたまま上がり、運転者が走りながら直そうとして、荷が揺れ始める。その下に人がいれば、問題はもう荷ではありません。

一番簡単なルールが、一番大切です。つり荷の下に誰も入らない。荷が通る経路を横切らない。

運転者は、作業の前に決めた一定の合図に従い、合図は指名された人が行います。互いが見えなくなったら、止めます。

定格荷重を超えてつらない。玉掛けを間に合わせで済ませない。重さが分からないときは、つる前に確認します。

巻き上げるときは、荷が床から少し離れたところで一度止め、玉掛けの状態と荷の傾きを確かめてから上げます。地切りを省かないことが、荷の揺れを防ぎます。

動かす前に、周りの人に知らせ、つり上げる場所から下ろす場所までの経路を見ます。経路に人が現れたら、荷は低い位置で止めて待ちます。

最後に指差呼称です。「玉掛けよし、合図よし、退避よし」。クレーンを運転するのは、資格のある人だけです。

法令の定め

- クレーン等安全規則は、定格荷重を超える荷重をかけないこと（第23条）、一定の合図を定めて合図者を指名すること（第25条）、荷をつったまま運転者が運転位置を離れないこと（第32条）を求めています。一箇所だけに玉掛けをした荷などをつっているときは、つり荷の下への立入りを禁止します（第29条）。
- クレーンは作業開始前にブレーキや巻過防止装置などを点検し（第36条）、玉掛用具も作業開始前に点検します（第220条）。運転と玉掛けには、荷重に応じて特別教育、技能講習または免許が必要です（第21条、第22条、第221条、第222条）。

出典：クレーン等安全規則第2条、第21条〜第23条、第25条、第29条、第32条、第36条、第220条〜第222条（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **つる前に何を点検しますか**
 *答えの例：*フックと外れ止め、ワイヤロープ、つりチェーン、スリングです。玉掛用具はその日の作業を開始する前に点検し（クレーン則第220条）、クレーンもブレーキや巻過防止装置などを作業開始前に点検します（第36条）。

2. **運転していない人は、どこに立ちますか**
 *答えの例：*つり荷の下と、荷が通る経路から離れた場所です。一箇所だけに玉掛けをした荷などをつり上げているときは、つり荷の下への立入りが禁止されています（クレーン則第29条）。

3. **天井クレーンの運転と玉掛けができるのは誰ですか**
 *答えの例：*つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満の運転は特別教育（クレーン則第21条。0.5トン未満のクレーンには、この規則は適用されません：第2条）、5トン以上は免許（第22条。床上操作式は技能講習の修了でも可）が必要です。玉掛けは1トン以上で技能講習（第221条）、1トン未満で特別教育（第222条）です。

出席者

日付 _____ 職場 _____ 進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。